



ホーム > 報道発表資料 >

サイト内検索

平成24年12月18日

金融庁

## 「振り込め詐欺救済法」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業の開始について

「振り込め詐欺救済法(犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律)」に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業(奨学金事業、民間団体に対する助成事業)が平成24年12月18日より開始されました。

犯罪被害者等の支援事業の詳細につきましては、当該事業の担い手である「公益財団法人 日本財団」までお問い合わせください。

- [奨学金事業の詳細はこちら](#)
- [民間団体に対する助成事業の詳細はこちら](#)

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
総務企画局企画課調査室(内線3524)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government

Copyright(C) 2011 金融庁 All Rights Reserved.

「振り込め詐欺」の資金約50億円を犯罪被害者等支援事業に活用  
犯罪被害者子弟のための奨学金貸与事業及び助成事業を実施

2012.12.18

日時：2012年12月18日（火）より申請受付開始

日本財団はこのたび、「振り込め詐欺救済法」に基づく資金のうち、約50億円を活用し、犯罪被害者等の支援を目的としたプロジェクトを実施することになりました。

当財団は全国各県における、犯罪被害者支援センターの立ち上げやDV・性犯罪被害者の救済団体支援など、幅広く犯罪被害者支援に取り組んでいることが評価され、2012年4月金融庁から「振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業」の担い手に選定されました。この担い手として日本財団は下記の2つのプロジェクトを実施、両プロジェクトの募集を2012年12月18日（火）より行います。

記

1. まごころ奨学金

・犯罪被害者の子弟(高校生から大学院生)を対象として、月額5～10万円程度を貸与する事業  
詳細については、[同奨学金のお知らせのページ](#)をご覧ください。

2. 2013年度預保納付金に係る助成事業

・犯罪被害者等支援を実施する団体に対し助成金を交付する事業  
詳細については、[預保納付金に係る助成金募集要](#)をご覧ください。

【お問い合わせ先】

日本財団 広報グループ

担当者: 福田英夫・富永夏子・和田真・菊地佐知子・宇田川貴康

住所: 〒107-8404 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル内

電話番号: 03-6229-5131

FAX番号: 03-6229-5130

メールアドレス: [pr@ns.nippon-foundation.or.jp](mailto:pr@ns.nippon-foundation.or.jp)

## 預保納付金による貸与奨学金募集のご案内

犯罪被害者等の子どもに対する奨学金の申請受付中！

2012.12.18

日時：申請締切日：2013年1月31日（木）消印有効

日本財団は、2013年度から、預保納付金を用いた奨学金を貸与します。これは、振り込め詐欺救済法に基づき、振り込め詐欺の被害者へ返すことができずに預保納付金として管理されていた資金の一部を、犯罪被害者等支援のために活用できるようになり、その担い手として日本財団が選定されたことによるものです。

対象は、高校、大学、大学院の通学を希望している犯罪被害者等の子どもで、2013年4月分からの貸与となります。詳しくは下記の募集要項をご覧ください。また、申請にあたっては、申請書をダウンロードしてご使用ください。

1. 募集要項 (PDF/238KB)
2. 申請書 (PDF/1.4MB)

※ご参考「[振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について](#)」

### この件に関するお問い合わせ

担当部署： 公益ボランティア支援グループ

預保納付金事業チーム

担当者名： 相澤・高橋

電話： 03-6229-5161

Eメール： [yoho-shien@ps.nippon-foundation.or.jp](mailto:yoho-shien@ps.nippon-foundation.or.jp)

# まごころ奨学金

## 2013年度 募集のご案内 ～高校・大学・大学院～

この奨学金は、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を用い、犯罪被害者の子弟の方を対象に日本財団が担い手として貸与するものです。

この募集案内をご覧いただき、ぜひご申請ください。

### 1. どのような人が申請できますか。

保護者（父または母など）が、理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の貸与を必要とする家庭の子どもで、高校、大学、大学院、短大、専修学校（専門課程）に在学しているか進学を予定している方が対象となります。

### 2. どのような奨学金ですか。

- ◎ この奨学金は、無利息の貸与です。
- ◎ 奨学金の貸与金額は高校・大学・大学院ごとに決められた上限額の範囲内で自由に設定できます。
- ◎ 貸与の期間は、在学する学校の正規の修学期間中、受けられます。
- ◎ 毎月、ご本人が指定された銀行口座に送金します。
- ◎ 返済の期間は、卒業してから30年以内となっています。

### 3. 奨学金を受けるための条件はありますか。

- ◎ 成績が良くないといけませんか ▶▶▶ 勉強したいという気持ちがあれば成績は問いません。
- ◎ 連帯保証人は必要ですか ▶▶▶ 必要ですが、保護者の方1名で大丈夫です。
- ◎ 他の奨学金も併せて受けてよいですか ▶▶▶ 同時に利用できます。
- ◎ 返済が困難になったらどうなりますか ▶▶▶ 返済期間を延ばすこともできますので、ご相談ください。

### 4. いつ申請すればよいのですか。

- ◎ 2012年12月18日～2013年1月31日（消印有効）の間に、申請書を郵送してください。
- ◎ 2013年4月から奨学金の貸与対象の期間となります。
- ◎ 上記の申請期間を過ぎてから申請が必要になった場合は、ご相談ください。

### 5. 申請する場合に必要な書類は何ですか。

- ◎ 奨学金貸与申請書（別紙・2013年度まごころ奨学金申請書）
  - ◎ 「申請書の書き方」をよくお読みいただき、別紙の申請書にご記入ください。
  - ◎ 申請書は、コピーをしてご利用いただいても構いません。
  - ◎ 保護者の方などがご記入いただいても構いません。ただし、申請書の「自署欄」は申

請者ご本人の自筆による署名が必要です。

- ◎ 犯罪被害状況照会票（別紙・犯罪被害状況照会票）
  - 本奨学金の資格要件を確認するためのものです。
  - 内容を警察署に照会する場合がありますことをご了承ください。
  
- ◎ 所得証明書
  - 主に生活を支えている人の所得証明書をご提出ください。
  - 所得証明書の発行は、市区町村役所で受けられます。
  - 源泉徴収票とは異なりますのでご注意ください。
  - 所得のない人には「所得なし」「非課税」などの証明書が受けられます。
  
- ◎ 在学証明書
  - 現在在学している学校で発行した在学証明書をご提出ください。
  
- ◎ 戸籍謄本（戸籍抄本ではありません）
  - 戸籍謄本の発行は、本籍地の市区町村役所で受けられます。
  - 本籍地が遠方など直接役所へ行けない場合は、郵送でも発行手続きが出来ます。
  - 申請者の親子関係を確認するうえで必要な書類ですので、提出にご理解ください。
  
- ◎ 住民票（全員のもの）
  - 同一の世帯で暮らしている人全員が記載されている住民票をご提出ください。
  
- ◎ 写真
  - 縦4cm、横3cmの大きさの写真をご提出ください。
  - 写真の裏に氏名をご記入の上、奨学金貸与申請書に糊づけしてください。

## 6. 奨学金の金額は、月にいくらまで借りることができますか。

この奨学金制度は、毎月の学資のほか、入学一時金を借りることも出来ます。以下の金額を上限として、1万円単位で自由に設定できます。

- ◎ **大学院に在学する奨学生**
  - 月 額：10万円
  - 入学一時金：30万円
  
- ◎ **大学、高等専門学校4年以上の学年又は専修学校専門課程に在学する奨学生**
  - 月 額：8万円
  - 入学一時金：30万円
  
- ◎ **高等学校、高等専門学校3年以下の学年又は専修学校高等課程に在学する奨学生、特別支援学校高等部に在学する奨学生**
  - 国立・公立の場合：月額3万円

- 私立の場合 : 月額 5 万円
- 国立・公立への入学一時金 : 6 万円
- 私立への入学一時金 : 25 万円

## 7. 申請から決定までの手続きはどのようになりますか。

- ◎ 決定までのスケジュール  
 おおよそ、以下のような流れで奨学生を決定していきます。
  1. 募集期間 : 2012 年 12 月 18 日～2013 年 1 月 31 日
  2. 審査期間 : 2013 年 2 月～3 月
  3. 審査結果 : 2013 年 4 月
  4. 奨学金支払い手続き : 2013 年 4 月～5 月
  5. 貸与開始 : 2013 年 6 月以降 (予定)
- ◎ 申請書類の提出 (2013 年 1 月 31 日締切 ※消印有効)
  - 申請書類をご用意いただきましたら、下記の住所までご郵送ください。
  - わからないことがあったら、お電話ください。
  - 締切を過ぎてから申請が必要となった場合はご相談ください。

**〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2**  
**日本財団 まごころ奨学金 係**  
**電話 03-6229-5111**

- ◎ 審査結果のお知らせ (2013 年 4 月上旬)
  - 申請書類により審査をした後、その結果をご本人あてにお知らせします。
- ◎ 奨学金支払手続き (2013 年 5 月中。別途ご案内します)
  - 誓約書及び振込口座届等の書類をご提出ください。
  - 進学する場合は、進学届をご提出いただきます。
  - 進級する場合は、新しい学年の在学証明書をご提出いただきます。
- ◎ 貸与の開始 (2013 年 6 月)
  - 第 1 回目は 6 月末日 (予定) に、4～6 月の 3 か月分の奨学金を指定の口座へ振込みます。
  - 入学一時金は、第 1 回目の 6 月末日 (予定) に指定の口座へ振り込みます。
  - その後は毎月 1 か月分ずつ振込みます。

## 8. 奨学金はどのように返済しますか。

- ◎ 貸与終了後 6 ヶ月を経過した後、最大 30 年を返済期間とし毎月払いの方法でご返済していただきます。
- ◎ 繰り上げ返済も出来ます。ご希望の返済期間を年単位で設定してください。
  - ◎ 経済的事情等で返済が困難となった場合は、返済を一時的に停止し、後に延ばすことも検討出来ますので、まずはご相談ください。

### ！ 個人情報の保護について ！

申請時に取得した個人情報は、奨学金貸与及び返済業務のために利用されます。この目的の適正な範囲内において、申請者の情報が、預金保険機構・関係省庁・金融機関・業務委託先に必要に応じて提供されますのでご了承ください。しかし、そのほかには、申請者や保護者の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。